

鯉川ポンプ場・小波戸水門保守点検及び操作管理業務仕様書

香川県高松港管理事務所

第1章 一般事項

1 目的

本仕様書は、鯉川ポンプ場・小波戸水門の機能保全のため、定期的に専門の技術員を派遣し、機器の調整・点検整備及び特別に材料を要しない範囲での修繕を行うとともに、不定期に発生するし渣の片付け及び清掃、並びに適正な操作管理を行う等の各業務の実施に当たっての細目を定めるものである。

2 業務履行の義務

受託者は、本設備場が災害防除のための重大な施設であることを十分に認識し、本仕様書及びその他関係書類等に基づき香川県高松港管理事務所（以下「委託者」という。）指示に従って、誠実かつ効率的に業務を遂行するものとする。

3 業務の場所

業務の場所は、以下のとおり。

高松市香西北町（鯉川ポンプ場及び小波戸水門）

4 業務期間

業務期間は、以下のとおりとする。

自 令和8年4月1日 から 至 令和9年3月31日

5 業務項目の決定

(1) 保守点検業務項目は別添1『定期点検報告書』に記載の項目とし、受託者は原則として別添1『定期点検報告書』の様式により報告を行うものとする。

受託者が独自に作成する報告書により報告を行う場合は、別添『定期点検報告書』の保守点検業務項目と同等以上の項目を設定すること。この場合、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(2) 操作管理業務項目は、次の各号に掲げる業務とする。

- ① 降雨等運転管理及び待機業務
- ② 安全管理、危険防止等のための法令等で定められた業務
- ③ 各種日誌、報告書等の作成業務
- ④ その他の業務

6 業務の実施

(1) 保守点検業務

(Ⅰ) 受託者は、保守点検業務の実施に当たっては、予防保全の趣旨を原則として各機器の性能劣化の防止及び耐用年数の延伸につとめ、設備が常に正常な機能を発揮する状態に保つようにするものとする。

また、降雨後等に不定期に発生するし渣等を清掃するものとする。

(Ⅱ) 業務実施の細目については、あらかじめ委託者と協議の上で点検項目を設け、これに基づいて作業を実施する。

(2) 操作管理業務

(Ⅰ) 受託者は、次の各号に該当する場合、直ちに担当者を鯉川ポンプ場に派遣し、各種機

器の操作、待機等の業務（以下「操作管理業務」という。）を行うものとする。

① 高松市に大雨（土砂災害を除く）、洪水等の注意報又は警報が発表されたとき。

② かがわ防災 Web ポータルにおける国分寺、県庁、生島のいずれかの地区の時間雨量が 10mm を超え、潮位の変動により排水が困難となると思われるとき。

③ 香東川浄化センターの降雨強度計、雨量計において、時間雨量が 10mm を超えると見込まれ、潮位の変動により排水が困難となると思われるとき。

④ 上記①～③以外で、増水の恐れが生じ、雨水等の排除が必要となる場合等、不測の事態が発生したとき。

⑤ その他、委託者が特に指示するとき。

(II) 受託者は、次の各号に該当する場合、操作管理業務を終え、現場における待機を解除するものとする。

① 前項①の場合、当該注意報又は警報が解除され、増水及び排水不良の恐れがなくなったと見込まれるとき。

② 前項②又は③の場合、雨が止む、又は降雨が減少した状況が継続して増水の恐れが減少し、ポンプの稼働が無くとも円滑な排水が行われると見込まれるとき。

③ 前項④の場合、該当する事態が解消されたとき。

④ 前項⑤の場合、委託者が解除を指示したとき。

⑤ その他、委託者が特に指示するとき。

(III) 受託者は、操作管理業務の実施に当たっては、別添 2 「鯉川ポンプ場操作要領」、別添 3 「鯉川ポンプ場操作細則」、及び別添 4 「小波戸水門操作要領」に従い適切に運用するものとする。

7 非常時及び、障害時の出動態勢等

(1) 受託者の業務職員は、豪雨、台風等緊急事態に備えて非常呼び出し、又は待機に応じられる態勢にしておかなければならない。

(2) 不時の停電その他の事故が発生したときは、速やかに必要な処置をとるとともに委託者へ連絡をとり、その指示に従うものとする。

(3) 点検時に緊急修繕を必要とする故障・破損等が認められた場合、乙は直ちに甲に報告のうえ、応急対応を行うこと。また、点検時以外に発生した障害については、甲より緊急対応の依頼があれば、速やかに応じること。

8 故障修理等

(1) 軽微な部品の交換等に対応できる小修繕及び調整は、業務範囲内として処理するものとする。

(2) 軽微な部品の交換等に対応できない故障・破損については、乙は可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとし、別途業務として取り扱う。

9 委託料及び支払

(1) 委託料の算定にあたっては、操作管理業務に係る時間を年 240 時間として概算したものを算定の基準とし、契約において次のとおり扱うものとする。

(I) 保守点検業務に係る部分は、その業務に係る年間総額により契約するものとする。

(II) 操作管理業務に係る部分は、上記の概算算定により算出される時間当たり単価により契約するものとする。

(2) 委託料の支払いは、四半期毎の完了払いとし、その四半期毎の業務成果が委託者の検査に合格した後に請求を受け、支払うものとする。

10 報告等

受託者は、業務の遂行に当たっては次の書類を作成し、委託者に提出して承認又は検査を受

けるものとする。

- ① 別添1「定期点検報告書」(各月)
- ② 業務職務選任届、定期点検予定表、緊急時連絡表、業務職員名簿、業務委託管理組織表
- ③ その他委託者が必要と認めて指示するもの

11 履行確認

業務の履行確認は、毎月の業務完了後に提出される報告書並びに現場の巡回を実施することにより行うものとする。

12 責任者及び業務に直接従事させる者の選任

受託者は業務を適正に行うために、業務の遂行に関して必要とされる資格を有する責任者及び業務に直接従事させる者を選任しなければならない。

13 安全管理

受託者は作業中、常に安全管理に留意し、作業従事者に適宜安全教育を実施する等、労働災害の防止を図ること。

14 貸与及び支給品

業務に必要な下記物品等は、委託者が受託者に貸与又は支給するものとする。

- ① 貸与品 本施設に関する図書
- ② 支給品 電力・燃料(無償支給)

第2章 保守点検業務内容

1 保守点検業務範囲

保守点検業務範囲は、鯉川ポンプ場流入口設備より放流口設備までの各機器設備一式及び水門設備一式とする。

主要機器は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|----|----------|----|
| ① 受電盤設備 | 一式 | ⑤ 自家発電設備 | 一式 |
| ② ポンプ操作盤設備 | 一式 | ⑥ 燃料タンク | 1槽 |
| ③ 自動除塵機 | 1台 | ⑦ 水門設備 | 一式 |
| ④ 500φ水中ポンプ | 2台 | ⑧ 水門盤設備 | 一式 |

なお、各設備の詳細については「完成図書」のとおり。

2 保守点検業務詳細

以下の内容を原則として保守点検業務を行うものとする。

① 保守点検業務

- | | |
|------|---|
| 点検回数 | 12回/年(各月1回) |
| 点検内容 | 各機器設備の試運転及び動作確認
各機器の電流値絶縁抵抗測定確認
自動除塵機設備、水門設備等のグリス注入
ポンプピット内の浮遊物除去
ポンプ場周辺の清掃作業 |

② し渣片付け清掃業務

- | | |
|------|------------|
| 業務回数 | 不定期 |
| 業務内容 | し渣片付け・清掃業務 |

3 保守点検業務範囲外

以下内容については、保守点検業務範囲外とする。

- ① 遊水池の清掃作業
- ② 流入渠の清掃作業
- ③ 水門水路の清掃作業

4 消耗部品

本保守点検業務において、使用消耗部材の見込数量。

- ① グリス 1 缶 (20kg/缶) /通期
- ② ウェス 2 袋 (4kg/袋) /通期
- ③ し渣片付けゴミ袋 200 枚/通期

なお、上記の消耗部材等は本保守点検業務委託料に含むものとする。

令和 年 月 日

香川県 高松港管理事務所長 殿

令和 年度
鯉川ポンプ場・小波戸水門保守点検業務
定期点検報告書(月分)

--	--	--

1. 点検日 令和 年 月 日 天候

2. 点検者

3. 運転状況 ①排水ポンプ運転時間 ポンプ仕様 型式 IPSFL-500 26m³/min 18.5 kW

	前回(/)	今回(/)	当月運転時間	前月までの累計	今年度累計
No. 1 排水ポンプ	. Hr	. Hr	. Hr	. Hr	. Hr
No. 2 排水ポンプ	. Hr	. Hr	. Hr	. Hr	. Hr

②買電使用量

	前回(/)	今回(/)	当月使用量	前月までの累計	今年度累計
動力電源 (200V)	kW	kW	kW	kW	kW
照明電源 (100V)	kW	kW	kW	kW	kW
水門電源 (200V)	kW	kW	kW	kW	kW

使用計器 絶縁抵抗計

クランプメータ

別添1

4. 特記事項

5. 前回指摘事項

6. 整備履歴

7. 今後の整備計画

